

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>【現行制度の概要】</p> <p>○平成20年4月より施行された改正パートタイム労働法において、事業主は、正社員と均衡のとれた待遇の確保や正社員への転換を推進するための措置を講じることとされており、同法に基づき、都道府県労働局雇用均等室において、事業主に対する助言・指導等を行っている。</p> <p>○パートタイム労働者の均衡待遇の確保や正社員への転換に取り組む事業主を支援するため、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給し、その取組を促進している。</p> <p>※ 均衡待遇・正社員化推進奨励金は、短時間労働者均衡待遇推進等助成金と中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合し、平成23年4月に創設</p> <p>【要望内容の概要】</p> <p>○パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（正社員又は短時間正社員転換の実施、職務評価の導入等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。</p>		
関係条文	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第8条～第13条		
減収見込額	（初年度） （ ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>パートタイム労働者の待遇を改善していくためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠である。そのため、パートタイム労働法を見直し、事業主の自主的な取組を促す仕組みを導入するとともに、これに基づき、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する税制上の優遇措置を講じる必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>少子高齢化が進行する中で、日本経済を支える労働力として、パートタイム労働者の重要性が高まっている。改正パートタイム労働法の施行によりその雇用管理は一定程度改善されたものの、パートタイム労働者の均等・均衡待遇をさらに推進していく必要がある。</p> <p>「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においても、『同一価値労働同一賃金の実現』に向けた均等・均衡待遇の推進が掲げられており、非正規労働者の待遇の改善が重要な課題となっている。その工程表においても「パートタイム労働者の均等・均衡待遇、正社員転換の推進」をすることとされている。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ：意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する 施策目標3：男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する
	政策の達成目標	パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進すること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	都道府県労働局雇用均等室におけるパートタイム労働法に関する指導状況 ・平成20年度：6,273事業所に対し報告徴収を実施し、8,900件の是正指導を行った。 ・平成21年度：13,992事業所に対し報告徴収を実施し、25,928件の是正指導を行った。 ・平成22年度：12,590事業所に対し報告徴収を実施し、26,091件の是正指導を行った。
有効性	要望の措置の適用見込み	パートタイム労働法の見直しにより事業主に自主的な取組を促す仕組みを導入することを検討しており、パートタイム労働者を雇用する事業主のうち一定の基準等を満たす者が対象になると見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	正社員又は短時間正社員転換等に係る税額控除措置、職務評価の導入等に係る割増償却措置等を講じることにより、企業の税負担が軽減され、パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換に係る事業主の自主的な取組が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても、同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	パートタイム労働者又は有期契約労働者を雇用する事業主が、正社員転換制度、共通処遇制度等を導入した場合に、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給している（正社員転換制度は、中小企業40万円、大企業30万円、共通処遇制度は、中小企業60万円、大企業50万円等）。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	均衡待遇・正社員化推進奨励金は、パートタイム労働者等の正社員転換制度等の導入を促す観点から行うものであるのに対し、税制上の優遇措置は、パートタイム労働法に規定するパートタイム労働者の待遇改善に向けた事業主の自主的な取組を促す仕組みに基づき、パートタイム労働者の正社員転換を具体的に促進する観点や職務評価の導入によりパートタイム労働者の公正な待遇の確保の実現を図る観点から行うものである。
	要望の措置の妥当性	「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）において、「新成長戦略実現、特に、「雇用」を基軸とした経済成長を推進する観点から、（中略）①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされており、本要望はこれを踏まえた要望である。
	ページ	1—2

税負担軽減措置等の 適用実績	—
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	—
前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	—
これまでの要望経緯	—